

重要事項説明書

(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス)

1 事業者の概要

- (1) 法人名 医療法人 孔子会
(2) 法人所在地 熊本県菊池市泗水町福本904番1
(3) 電話番号 0968-38-5666
(4) 代表者名 理事長 福田 稠

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
平成24年3月5日指定 事業所番号431000041号

(2) 事業の目的

要支援者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的である。

- (3) 事業所名称 小規模多機能ホーム ひごっ家
(4) 所在地 熊本県菊池市泗水町福本780
(5) 電話番号 0968-38-0035
(6) 管理者名 管理者 高宮 邦泰

(7) 運営の方針

1) 通いサービスを中心として、要支援者の様態や希望に応じて随時訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせ提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体、地域住民との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月日 平成24年3月5日
(9) 登録定員 24名（通いサービス12名、宿泊サービス9名）
(10) 居室等概要 当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。
宿泊サービスに利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	備考
宿泊室	全室個室（電動ベッド、エアコン完備） 9室
居間・食堂・台所	50, 37㎡
浴室	一般浴槽、機械浴槽（リフト付）

消防設備	自動火災報知機、非常通報装置、非常誘導、消火器、スプリンクラー、消火用補助散水栓
------	--

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 菊池市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日（基本時間） 9時から17時
訪問サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 24時間
宿泊サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 17時から 9時

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置（指定基準遵守）しています。

職員の職種	配置数	常勤/非常勤	職務内容/勤務時間
管理者	1名	常勤 (兼務)	事業内容の管理、調整 勤務時間 9時から18時
看護職員	1名 以上	常勤 非常勤	健康チェック等の医療・介護業務 勤務時間 9時から18時
介護職員	7名 以上	常勤 非常勤	日常生活の介護業務 勤務時間 9時から18時 17時から10時
計画作成担当者 (介護支援専門員)	1名	常勤 (兼務)	サービスの調整・相談業務 勤務時間 9時から18時

5 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

◎通いサービス

事業のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

1) 食事

・おいしくバランスのとれた食事の提供をします。

2) 入浴

・一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者の身体状況に応じて実施いたします。

3) 排せつ

・利用者の状況に応じて適切な介護を行い、排せつの自立についても適切な援助を行います。

4) 機能訓練

・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

5) 健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

6) 送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と施設間の送迎サービスを行います。

◎訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

1) 医療行為

2) 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

3) 飲酒及び利用者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙

4) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利行為

5) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

◎宿泊サービス

・施設に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2) サービス利用料金（介護保険自己負担分）

◎通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヵ月単位の費用額、その他の加算利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。下記の利用料金表によって、利用者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担1割分をお支払いください。

1) 基本料金

介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円

2) 加算料金

・初期加算（登録日より30日に限って）	1日につき	30円
・サービス提供体制強化加算 I	1月につき	750円
II	1月につき	640円
III	1月につき	350円
・看取り連携体制強化加算	1日につき	64円
（死亡日から死亡日前30日以下）		
・介護職員等処遇改善加算 I	1月あたりの所定単位数の	14.9%
II	1月あたりの所定単位数の	14.6%
III	1月あたりの所定単位数の	13.4%
IV	1月あたりの所定単位数の	10.6%
・総合マネジメント体制強化加算 I	1月につき	1,200円
II	1月につき	800円

・訪問体制強化加算	1月につき	1,000円
・生活機能向上連携加算 I	1月につき	100円
II	1月につき	200円
・若年性認知症利用者受入加算 (65歳の誕生日の前々日が含まれる月まで)	1月につき	450円
・口腔・栄養スクリーニング加算	6月に1回	20円
・認知症行動・心理症状緊急対策加算(7日間)	1日につき	200円
・科学的介護推進体制加算	1月につき	40円
・生産性向上推進体制加算 I	1月につき	100円
II	1月につき	10円

(3) サービス利用料金(介護保険給付の対象とならないもの)

◎介護予防小規模多機能型居宅介護サービスに係る費用において、下記の介護保険給付の対象とならないものについては、全額が利用者負担となります。

1) 食費	朝食	440円
	昼食(おやつ代含む)	655円
	夕食	655円
	おやつのみ	55円
2) 宿泊費(室料・光熱水費)	1日につき	2,000円
(1泊2日の場合は、宿泊費2日分で4,000円、2泊3日の場合は、宿泊費3日分で6,000円というように、日数分の宿泊費が必要となります。)		
3) その他	おむつ代	実費
	電気代	1日につき 42円
	電気毛布・電気アンカの場合	1日につき 52円

(4) 料金のお支払い方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書をご指定の宛先に発送いたします。その月の末日までに、現金にて孔子の里受付でお支払いいただくか、銀行振込にてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

また、口座振替をご希望の方は、口座振替依頼書にご記入の上、施設にご提出ください。振替予定日は毎月20日となりますので、事前のご入金をお願いします。

6 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情や相談の受付は、下記の専用窓口で受け付けます。

受付窓口(担当者)	小規模多機能ホーム ひごっ家 責任者: 管理者 高宮 邦泰
受付時間 電話番号	月曜日から日曜日 9時から18時 0968-38-0035

(2) 行政機関その他苦情受付機関

菊池市役所	高齢支援課	0968-25-7215
熊本県国民健康保険団体連合会	介護保険課	096-214-1101

7 運営推進会議の設置

当施設では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

メンバー構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、菊池市地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8 協力医療機関、協力施設

当施設では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関、施設】

岸病院 岸 泰至先生	所在地 熊本県菊池市泗水町豊水3388-1 電話番号 0968-38-2750
高橋歯科医院 高橋 裕輔先生	所在地 熊本県菊池市泗水町吉富字北原2279-5 電話番号 0968-38-5199
特別養護老人ホーム 泗水苑	所在地 熊本県菊池市泗水町永1021 電話番号 0968-38-6680

9 非常災害対策

- (1) 防災設備 自動火災報知機、非常通報装置、非常誘導、消火器、スプリンクラー消火用補助散水栓
- (2) 防災訓練 年2回以上

10 禁止事項

- (1) 当施設では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (2) 健康増進法の一部改正により、施設敷地内は全面禁煙となっています。